

法廷通訳の仕事に関する実態調査

高畑 幸・水野かほる・津田 守・坂巻静佳・森 直香

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第12巻第1号（2013年9月）抜刷

【研究ノート】

法廷通訳の仕事に関する実態調査

高畑 幸・水野かほる・津田 守・坂巻静佳・森 直香

1. 問題設定

本稿の目的は、「法廷の黒衣（くろこ）」と言われる法廷通訳人の就労実態を明らかにすることである。グローバル化の進展により、日本で滞在・定住する外国人が増加している。一方、刑事事件については、市民的権利及び政治的権利に関する国際規約14条、刑事訴訟法175条・177条等により、日本語を解さない被告人等が法廷に立つ場合には国の費用で通訳人ないしは翻訳人を付けることが、国際法および国内法上、義務化されている。従って、日本において外国人が当事者となる訴訟等の増加と、法的手続きの中での通訳翻訳業務の需要増は、必然的に連動する。

最高裁判所発行の『平成25年版ごぞんじですか法廷通訳』によると、2011（平成23）年に全国の地方裁判所や簡易裁判所で判決を受けた被告人は65,618人であったが、そのうち通訳人がついた被告人は2,644人いた。およそ25人にひとりとなっており、その国籍は77カ国にも及ぶ。そこで使われた言語は全部で39種類あり、中国語（33.4%）、フィリピン（タガログ）語（12.2%）、韓国・朝鮮語（9.4%）、ポルトガル語（8.3%）、ベトナム語（7.9%）、スペイン語（7.6%）、英語（7.4%）の順であった。

近年の手続きでは、通訳人はその居住地にある裁判所で実施される面接と導入研修（法廷傍聴を含む）を受け、裁判所から通訳人としての適性があると判断されれば、各高等裁判所が管理する法廷通訳人候補者名簿に「登載」される。そこには2012年4月1日現在、全国で62言語、4,067人の氏名が並ぶが、この名簿は非公開のため、地方別・言語別の内訳は明らかになっていない。

法廷通訳は、上記の手続きを経て候補者として登載された者の中から、事件ごとに裁判所から選任される。従って、法廷通訳人は個人自営業的な働き方をせざるを得ず、同業者組合も存在しないため、その労働実態は知られないままであった。そのため、就労環境改善のための試みもほとんどなされていない。例外は、大阪弁護士会による2011年11月22日付の大阪地方裁判所長宛て「要通訳事件における法廷通訳の充実に関する要望書」で、「疲れによる誤訳の防止」目的で、裁判員裁判における長時間審理

での複数通訳人の確保等を求めた。しかし、これは弁護士から法廷通訳人へのヒアリングに基づく要望書であり、当事者の声を集積する形で通訳人の心身への「負担」の実態を明らかにする量的調査はこれまでなかった。

以上の問題意識から、本稿では、筆者らで構成される「静岡県立大学法廷通訳研究会」が2012年度に実施した、機縁法による法廷通訳経験者101名に対する質問紙調査「法廷通訳の仕事に関する調査」をもとに、①法廷通訳人はどのような人びとなのか、②法廷通訳者が「負担」に感じていることは何か、③法廷通訳にとって「訳しやすい日本語」「訳しにくい日本語」とはどのようなものか、の3点について明らかにしたい。

なお、本稿は、第二著者の水野かほるが代表をつとめる科学研究費助成共同研究(平成24-26年度、挑戦的萌芽研究)「司法通訳の負担軽減のための学際的研究」の成果の一部である。本共同研究の目的は、労働環境の改善への提言および「訳しやすい」日本語運用方法の開発を通じて、法廷通訳を始めとする司法通訳者の負担軽減に資することにある。

2. 先行研究の検討

2. 1 司法通訳翻訳と法廷通訳

法廷通訳は司法通訳翻訳業務の一部をなすものである。後者は以下のように定義されることがある。「聴覚障害者や日本語が十分に通じない外国人などの法的な手続きにおける実務通訳や翻訳の総称。具体的には入国管理局、警察、検察庁、弁護士会、裁判所、拘留所、刑務所、少年鑑別所、保護観察所、法務局人権擁護部などの機関や団体が関与する業務において行われる」(津田、2005)。加えて、通訳翻訳業務は、海上保安庁、税関、検疫所、労働基準監督署などでも発生することがあり、司法通訳翻訳の対象は広範に及ぶ。

刑事訴訟手続きに限っては、日本語を解しない被疑者が警察に逮捕された時点から、捜査ないしは弁護活動を経て、被告人として裁判所で判決宣告されるまで、それぞれの段階で日本語との間の通訳翻訳業務が発生する。通訳人を必要とし、その出動を要請するのは警察、検察庁、弁護士会(あるいは司法支援センター)、裁判所などである。

刑事訴訟法に規定されているように、通訳と翻訳は別々の業務として委託されることもあるが、多くの場合、1人で通訳と翻訳の両方(示された書面を黙読し、その場でサイトトランスレーションすることを含む)を行うこととなる。

法廷通訳人が、その他の司法通訳翻訳人と決定的に異なるのは、①事件ごとに業務開始前に「良心に従って誠実に通訳することを誓います」との宣誓を行うこと、②基

法廷通訳の仕事に関する実態調査

本的に、非公開の取調室や接見室等ではなく公開の法廷において業務を遂行することである。例外のひとつは、法廷通訳人が勾留質問時における通訳も行う場合である。もちろん宣誓は求められるが、勾留室内にいるのは裁判官、書記官、被疑者および通訳人のみである。ただし、この場合、時間の関係から、法廷通訳人ではなく、勾留請求をする検察庁で選任された通訳人が引き続き裁判所で通訳人を務めることも多い。

刑事訴訟法及び刑事訴訟規則等に、法廷通訳人の具体的な権利義務について定めた条文は存在しない。法廷通訳人の報酬や旅費については、「刑事訴訟費用等に関する法律」と「刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則」に一定の指針を定めた条文は置かれているが、たとえば日当についてはその上限しか定められていない(同規則3条参照)。日当の上限がその額であるとして、その事件にいかなる日当を支払うのか、その実際の運用は各裁判所(裁判官)に委ねられているようにみえる。

2. 2 法廷通訳をめぐる先行研究

2000年以降の法廷通訳をめぐる先行研究の検討(水野かほる、2012)によると、法廷通訳は、これまで法言語学、社会言語学、通訳翻訳論等のアプローチから研究がなされてきた(津田守、中村幸子、堀田秀吾、水野真木子、毛利雅子、吉田理加ら)。

2009年の裁判員裁判導入以前の司法通訳研究で主たる論点となっていたのは、①通訳言語と被告人の母語が異なる場合(母語の通訳がない場合に出身国・地域の公用語の通訳者をつける等)は違法な措置になるかという問題、②通訳人を介して作成された調書等の証拠能力の問題、③通訳の正確性の問題、④通訳の公平性・中立性の問題等であった。それに対して、裁判員裁判制度導入以降の司法通訳研究では、①模擬裁判のデータをもとに、通訳人を介した供述が裁判の心証に与える影響、②長時間の通訳が通訳人に与える影響等が論じられている。なお、各先行研究の詳細については、水野かほる(2012)を参照されたい。

上記から明らかになるように、これまでも「通訳をどのように行うか」や「通訳が裁判に与える影響」については研究がなされてきたが、そもそも「司法通訳、法廷通訳とはどのような仕事なのか」については先行研究が少ない。通訳翻訳論の研究者は、自身が通訳翻訳業経験者であることが多く、「働き方」そのものは自明視されてきたのであろう。管見の限り、日本で法廷通訳人を対象に行われた数量調査は見当たらない。そのため、彼(女)らの就労実態とその課題について客観的に明らかにするデータがなかった。

それに対し、通訳人の働き方を第三者的視点からとらえてきたのが、水野かほるの研究(2001、2004、2012)である。水野かほるは、「司法通訳人は高度な専門職である一方、資格認定制度も職業組合も存在せず、仕事は裁判所から連絡があったときに引き受けられるなら引き受けるという形態であり、仕事の確保も収入も不安定な立場にある」と書いている(水野かほる、2012:23)。本稿第一著者の高畑は、これまで約

20年の法廷通訳経験があるが、水野の指摘は高畑も実感するところである。

また、水野は、2009年5月の裁判員裁判制度導入が法廷通訳にも少なからず影響を与えていることを指摘している。すなわち、裁判員裁判制度の開始に伴い、伝聞証拠禁止原則（刑事訴訟法320条1項）を徹底し、「直接主義・口頭主義の精神を踏まえた公判廷での審理」を充実させることとなった（水野かほる、2012：25）。また、裁判員裁判では、情報伝達の正確さが重要とされ、法廷での通訳の等価性（原発言と通訳人によって通訳された発言とが同義であること）が従来以上に求められるようになった（毛利雅子、2006；2007、水野真木子、2006等）。しかしながら、裁判員裁判制度の導入によるこのような変化が、法廷通訳人の労働環境にどのような影響を与えたかについては、いまだ具体的な分析はなされていない。

そこで以下においては、本調査の単純集計および自由回答欄への記述をもとに、先に示した3つの課題、①法廷通訳人とは、②法廷通訳人の負担、③「訳しやすい日本語」、について明らかにしていきたい。

3. 調査データから

3. 1 調査の概要

本調査の主体は、「静岡県立大学法廷通訳研究会（University of Shizuoka Court Interpreters Research Team）」である。その構成員は、水野かほる（代表、静岡県立大学准教授・日本語教育）、津田守（大阪大学名誉教授・名古屋外国語大学教授・通訳翻訳論、法廷通訳人）、高畑幸（静岡県立大学准教授・社会学、法廷通訳人）、坂巻静佳（静岡県立大学専任講師・国際法）、森直香（静岡県立大学専任講師・スペイン文学）であり、高畑が質問紙調査を担当した。調査の目的は、「法廷通訳者が感じる負担は何か、それを軽減するためにはどのような制度的配慮が必要なのかを明らかにし、その改善に向けた提案をすること」であった。調査対象は、「日本国内で法廷通訳の経験がある方」とした。調査方法は紙媒体（印刷物）の調査票と、オンラインで回答できる調査票（Googleフォーム）とを併用した。調査票はいずれも日本語のみで、サンプリングは機縁法である。調査時期は、2012年12月8日から2013年1月31日である。

2012年12月8日に江戸東京博物館（東京都墨田区）で行われた公開シンポジウム「裁判員裁判制度と要通訳事件の3年間を振り返る」（大阪大学グローバル・コラボレーションセンター主催、静岡県立大学グローバルスタディーズ研究センター他共催）の会場内で、紙媒体の調査票を50部配布し、その場で5部回収した。また、同会場で、この調査の実施とデータ回収について口頭で知らせると同時に、チラシを配布して告知した。上記シンポジウムで配布した紙媒体の調査票は、後に3部を郵送回収した。

法廷通訳の仕事に関する実態調査

その後は、オンラインアンケートのURLを、協力依頼文書とともにメールで関係各方面へ送って回答を呼びかけた。通訳翻訳者が無料で登録・求職できるサイトの管理者を通じて、同サイトに登録する法廷通訳経験者に依頼メールを一斉送信してもらったり、季刊誌『通訳翻訳ジャーナル』の編集部を通じて同誌のメールマガジンで告知をしてもらうなど企業・団体の協力を得たほか、回答してくださった方から協力者をご紹介いただいた。その結果、2013年1月末までに101名の回答（すべて有効回答）を得ることができた。

3. 2 回答者の属性

3. 2. 1 学歴、居住地、通訳言語

回答者101人のうち、性別の回答があったのは100人（以下、N=100と略す）で、そのうち女性は62人（62.0%）、男性は38人（38.0%）であった。年齢層（N=101）は40代が45人（44.6%）と最も多い。学歴（N=100）は、大学院等を合わせて教育年数17年以上が最多（46人、46.0%）で、次いで大学卒（39人、39.0%）であった。高学歴の人たちが法廷通訳人を務めていると言えるだろう。

居住地（N=101）は、首都圏（40人、39.6%）、近畿地方（25人、24.8%）、東海地方（19人、18.8%）と、都市部の居住者が多い。担当事件の管轄高裁（複数回答、N=101）では、東京高裁管内が54人（53.5%）と最多である。次いで、大阪高裁管内（35人、34.7%）、名古屋高裁管内（17人、16.8%）であり、三大都市圏で外国人事件が多いことがわかる。外国人人口が集中する首都圏の裁判所では、外国人事件数も他の都市に比べて必然的に多くなる。首都圏等の都市部居住の法廷通訳人の方が受任しやすいと言えよう。

世帯構成（N=99）では、「自分と配偶者と子ども」が多く（38人、38.4%）、家計の担い手か否か（N=99）を尋ねると、担い手である回答者が半数にのぼる。回答者個人の主な収入源（N=98）は司法以外の通訳・翻訳が最多（27人、27.6%）であった。これに司法通訳・翻訳（24人、24.5%）と「語学学校や大学での非常勤講師および常勤講師」（合わせて24人、24.5%）とを加えると、「語学で食べている人」は75人（76.5%）であった。すでに語学の専門家として多方面で活躍している人が法廷通訳もしていると言えるだろう。

第一言語（N=101）は日本語という人が56人（55.4%）だが、外国語という回答者も26人（25.7%）いる。また、バイリンガルの回答者は19人（18.8%）であった。

回答者の通訳言語（複数回答、N=101）は多岐にわたる。多いのは、英語（21人、20.8%）、中国語（北京語）（14人、13.9%）、韓国・朝鮮語（12人、11.9%）、スペイン語（12人、11.9%）である。しかし少数言語の回答も多く、「その他」言語として、インドネシア語、ペルシア語、ヘブライ語、スウェーデン語、ポーランド語、マレーシア語、トルコ語、ウルドゥー語、ミャンマー語、フランス語、ドイツ語等があげら

れた。冒頭に示したように、法廷で使われる言語では英語の割合は低いのに対し、アンケート回答者には英語通訳者の割合が高い。これは、上記「通訳言語」の質問は複数回答であり、三言語通訳者の中には英語とそれ以外の言語の通訳を行うという回答者が少なくなかったためである。

3. 2. 2 入職動機、法廷通訳キャリア

法廷通訳を始めたときに仕事として魅力だと思ったこと（複数回答、N=100）は、①自分の能力が生かせる（67人、67.0%）、②社会貢献ができる（61人、61.0%）、③自分の能力向上につながる（57人、57.0%）となっている。報酬が多いことを挙げたのは15人（15.0%）にとどまり、金銭的対価よりもやりがいに価値がおかれていることがわかる。

入職経路（N=100）は、自分から裁判所へ電話をして法廷通訳を希望したという人が46人（46.0%）と最多であった。家族や友人・知人からの紹介、学校の先生からの紹介も一定数存在する（あわせて45人、45%）。また「その他」では、警察や検察庁で通訳をしていたところ、法廷通訳を勧められたという回答が複数あった。

法廷通訳開始年（N=101）は1986年から2012年まで開きがあるが、1996～2000年が25.7%と最多で、通訳歴12～16年の経験を持つ回答者が最も多い。担当件数（N=101）ではビギナー層（1～10件：32人、31.7%）とベテラン層（201件以上：19人、18.8%）とに分かれる。難しい法廷通訳事件はベテラン層に集中して依頼される傾向があり、そのような人々が専業法廷通訳人として働いていると思われる。一方、上に示したように「語学職」で生計を立てている回答者が多いことから、本アンケートの「ビギナー層」には、法廷通訳人としての担当事件件数は少なくとも、他分野の通訳・翻訳経験は豊富な人が含まれていると推察される。

法廷通訳人としての自己認識（N=101）では、「中堅だ」という人が49人（48.5%）と多く、次いで「ベテラン」（29人、28.7%）、「ビギナー」（21人、20.8%）となっている。この区分は、前述の担当事件数による「ベテラン層」（18.8%）と「ビギナー層」（31.7%）の分類とは必ずしも一致していない。これは、自分を通訳人としてどう位置付けるかは主観的なもので、事件担当件数の多少がそのまま自己認識につながるわけではないことの現れである。換言すれば、法廷通訳人の「経験値」を客観的に測るためのスケール（尺度、判定基準）は存在しないのである。

3. 3 法廷通訳人にとっての負担

3. 3. 1 心身の疲れ

法廷通訳で疲れやストレスを感じたこと（N=101）が「よくある」「たまにある」人は、合わせて88人（87.2%）にのぼる。疲れを感じた回答者（複数回答、N=88）は、それが原因となって、①集中力が途切れやすくなったり（48人、54.5%）、②単

法廷通訳の仕事に関する実態調査

語がとっさに出て来なくなり（46人、52.3%）、③ミスをしないうか不安になる（40人、45.5%）と考えられる。その結果、④的確な訳が出て来ずに、一度訳したものを言いなおしたり（37人、42.0%）、⑤小さな訳し落としをしたり（35人、39.8%）といった小さなミスを生じているようだ。

自由回答欄においても、「法廷通訳人の集中力が続く時間には限度があるので、法廷通訳人の状態を見つつ、適度な間隔で休憩時間を入れるよう、裁判所をお願いしたい」という意見が複数みられた。また、多くの裁判所には通訳人の休憩所がない。公判前に書類や訳文のチェックをしたり、公判後に一杯お茶を飲んで疲れをとったりする、通訳人が自由に使える休憩所を設けてほしいとの要望もあった。現状では、法廷通訳人の疲れやストレスへの対策が不十分なばかりか、業務の遂行に必要な環境でさえ十分に整備されているとは言い難い。

また、法廷通訳人は大きな心理的負担を感じている（複数回答、N=101）。警察・検察庁での通訳は非公開だが、法廷通訳は公開法廷で行うので、①多くの人びとが見ている中で通訳することへのプレッシャー（52人、51.5%）がある。さらには、②誰かから誤訳を指摘され批判を受けることへの不安（35人、34.7%）や、③自分の誤訳や訳し落としにより他人（被告人等）の人生が左右されることへの不安（33人、32.7%）もある。法廷通訳という仕事に伴う社会的責任の大きさを常に感じながら、法廷通訳人は働いていることがわかる。

回答者101人のうち、裁判員裁判経験があるのは39人であった。裁判員裁判制度の導入により、通訳人の負担が「とても増えた」「少し増えた」と感じている人は、38人中32人（84.2%）（39人中1人無回答）にのぼる。その理由（複数回答、N=32）は、①集中審理により連日公判があるため、翌日の公判のための書類翻訳等、準備に要する時間が足りない（23人、71.9%）、②翻訳が必要となる書類が増え、準備時間が足りない（21人、65.6%）、③拘束時間が伸びた（19人、59.4%）というものだった。

裁判員裁判ではチーム通訳（複数の通訳人が交代で通訳する）が導入されているが、チーム通訳になって負担が減ったという意見がある一方、相通訳人（もうひとりの担当通訳人）と気が合わない、相通訳人と能力レベルに差がある等の理由で、やりづらいつ感じている回答者もいた。

3. 3. 2. 法廷通訳人の報酬と負担感

法廷通訳の報酬（N=100）が「少ない」「どちらかといえば少ない」と回答した人は、合わせて67人（67.0%）にのぼる。「少ない」と感じる回答者へその理由（複数回答、N=67）を尋ねると、①責任の重さに比べて報酬が低い（55人、82.1%）、②公判前の関係資料の翻訳が無報酬（53人、79.1%）という意見が多くあった。

通訳人のもとへは、公判前に、冒頭陳述や証拠関係カード、論告要旨、弁論要旨等の書類がファックスまたは郵送で送付されてくるが、公判直前にしか手元に届かない

こともある。自由回答欄には、「徹夜で翻訳をしたことがある」との記述もあった。公判で検察官・弁護人が書面を読み上げるのに合わせて即興で通訳するのは正確性を欠くので、前日までに書類を翻訳するのは必須の作業である。この部分が無報酬であること、さらにはしばしば時間的に差し迫っているなかで作業しなければならないことが、余計に辛さを感じさせているのかもしれない。また、英語・中国語等で会議通訳経験がある回答者からは、「他の通訳の仕事に比べて法廷通訳は報酬が低い」との意見もあった。

法廷通訳の報酬について問題に感じること（複数回答、N=91）を尋ねると、①明細がわからない（59人、64.8%）、②算定基準があいまい（57人、62.6%）といった指摘が数多くみられた。法廷通訳人に、1時間当たりの報酬額や実質労働時間等を記した明細が示されることはなく、事後に送付される支払通知にもそのような記載はない。当然ながら、事件の難易度や法廷通訳人の能力が、報酬に反映されているか否かもわからない。通訳人は、難しい事件に対し「自分の能力を出し切って長時間働いた」と思っているにもかかわらず、約1か月後に裁判所から届く、金額だけが表示された支払通知を見て、報酬の少なさに驚くことがある。

先に述べたように、法廷通訳をするための特別な資格はなく、法廷通訳に就けるか否かの判断基準は不明瞭である。そのうえ、その報酬の算定基準・明細もあいまいで、能力認定基準も公開されていない。通訳人からすれば、自分が裁判所からどう評価され、それが報酬に反映されているのか否かがわからないというのが現状なのである。

この点について、自由回答欄には以下のような記述が見られた。

①通訳人の拘束時間や疲労については、法曹界の理解があまりに乏しいと感じる。通訳人を単なるスピーキングマシンと考えているのではないかと思いき点が多い。報酬も含めての待遇改善を検討課題としてほしい。

②「言った通りにそのまま通訳すること」と「ニュアンスを正確に伝えること」という、相反する要求を満たすことは、異なった文化・社会環境の上に立つ言語文化間の通訳作業において、（対応する言葉がない場合もあり）ほぼ不可能に近い。法廷通訳として、そのように求められることに負担を感じる。

③研究者やメディアによって、法廷通訳の「誤訳」が問題にされることがある。特に英語は多くの人が解るので、英語の事件の場合が多いように思う。自分もいつかバッシングを受けるのではないかと不安を感じる。しかし「誤訳」という指摘が的外れであったり、根拠が不確かだったり、現場の実態とはズレがある場合もあるように思う。研究者やマスコミが「誤訳だ」と言った場合、通訳人には守秘義務があるため、詳細について反論できないことにも問題を感じる。

④法廷終了後、通訳人も傍聴人と同じ出口から出ること、毎回不安を感じる。被告人の関係者が傍聴席にいることがあり、出口から出るとエレベーター前などで

法廷通訳の仕事に関する実態調査

一緒になるからである。そうした関係者に、何度か話しかけられそうになった。裁判官などは裏の出口から退室するので、一緒の出口から出させてほしいといつも思っている。女性なので、「関係者に自宅までついてこられたらどうしよう」という不安もあり、関係者が来ていた法廷通訳の仕事の後は、直接自宅に戻らないように気を遣っている。

①と②は体力的、また技術的な問題と言えよう。それに対し、③と④は法廷通訳人の立場に関わる深刻な問題である。事実、③で指摘されたように、法廷通訳人の「誤訳」が指摘され、報道がなされている（例えば、「裁判員裁判で通訳ミス多数 専門家鑑定 長文は6割以上」『朝日新聞』2010年3月21日）。誤訳はもちろん問題だが、法廷通訳人だけを責めるのではなく、それを防ぐための制度的担保に取り組みねば誤訳がなくなることはない。法廷通訳人は、その事件に限り裁判所から任命されるだけで、裁判所の職員ではない。法廷通訳人は、誤訳を指摘されたりマスコミでバッシングを受けたりすることのリスクを、ひとりで背負わねばならない。最悪の場合、法廷通訳としての信頼を失い仕事を続けられなくなるだろう。さらに、その指摘が的外れであっても、個人情報を守るべき立場にある通訳人が、反論の機会を持つことは難しい。

また、④は司法通訳人の個人情報の保護にも関連する。被告人の家族が傍聴に来ることは珍しくないが、法廷通訳人が、家族から「裁判所側の人間」とみなされて、執拗に質問を受けたり、被告人への連絡を頼まれたり、ややもすると「権力側の人間」として恨みを持たれたりすることすらある。こうした経験を通じて、法廷通訳という仕事そのものを負担に感じ、沈黙のままこの仕事を去る通訳人もいる。法廷通訳人が労働災害、名誉棄損、人権侵害の被害者となる可能性もあるわけで、こうした場合の相談窓口や心理的苦痛に対するカウンセリングの体制の整備が望まれる。

3. 4 訳しやすい／訳しにくい日本語

法曹三者の発言が訳しにくいと感じた人（N=100）は、「よくある」と「たまにある」を合わせて87人（87.0％）にのぼる。法曹三者の中で、比較的訳しやすい発言（複数回答、N=101）をするのは裁判官（50人、49.5％）だと評価されている。わかりやすく感じられる話し方（N=100）としては、①主語と述語が明確、ひとつのセンテンスが短い（ともに62人、62.0％）、②センテンスの構造がわかりやすい（60人、60.0％）、③適当な速度（58人、58.0％）があげられていた。

逆に、比較的訳しにくい発言（複数回答、N=100）をするのは検察官（42人、42.0％）との回答であった。わかりにくく感じる話し方（複数回答、N=99）としては、①センテンスの構造がわかりにくい（58人、58.6％）、②ひとつのセンテンスが長い（56人、56.6％）、③発言の意図がはっきりしない（52人、52.5％）ことがあげ

られていた。検察官の発言がわかりにくいことの理由のひとつは、検察官は反対尋問の機会が多いからだと推察される。主尋問については、接見等で打ち合わせができ、事前に準備可能であるのに対して、反対尋問では、発話者自身もその場で質問を練りながら発言せざるをえないため、反対尋問の多い検察官の発言は「わかりにくい」「訳しにくい」と感じられるのかもしれない。

ここで、「センテンスの構造がわかりやすい／わかりにくい」について説明を加えよう。「Aさんが家に到着してすぐに仕事を始めた」という内容は、「すでに家に到着していたAさんはすぐに仕事を始めた」とも、「Aさんはすでに家に到着していて、すぐに仕事を始めた」とも表現できる。しかし、前者は関係代名詞を使って訳すことになるため訳しにくく、後者は主語＋述語、主語＋述語と2回繰り返して訳せば良いので訳しやすい。また、ひとつのセンテンスが長いと、それだけ構造が複雑になりがちで、訳しにくさにつながる。いざ逐次通訳をしようというときに、どれを主語、どれを述語として訳さねばならないかの判断に、時間がかかってしまうのである。

そのほか、「通訳人への気配りがない」(36人、36.4%)、「法廷独特の言い回しを使う」(33人、33.3%)等も「訳しにくい」原因として挙げられた。

この点について、自由回答欄には次のような記述があった。

①常に主語を述べ、できる限りわかりやすい構造の日本語で、短い文章で話してもらえると訳しやすくなる。本人も気づいていないと思うが、話している間に話の焦点がずれるなどして、話し始めと話し終わりの主語と述語が一致しないこともある。そのような日本語として成り立たない文で話すことはやめてほしい。簡潔に発言してほしい。

②できる限り主語を明確にしてもらいたい。「同業者間での会話」の意識をなくしてもらいたい。発音についても、意味においても、述語をあいまいにしないでほしい。日本語では否定語は文末におかれるため、文末の述語のかたちがはっきりしないと、否定文なのか肯定文なのか判断できない。

③法廷独特の言い回しをなるべく避けてほしい。被告も裁判員も法律用語がよくわかるわけではないので、わかりやすい語を選んで発言してほしい。

④あくまでも外国人を相手にする裁判である。日本で教育を受けてきた日本人とは違うのだから、法廷通訳を入れたのにも関わらず、日本人同様の日本語で裁判をするのは(裁判用語、「しかるべく」等)不適切だと思う。ここでこそ、やさしい日本語を取り入れるべきだと思う。

⑤「被害者に対してどう思っていますか?」というような質問のされ方だと、「かわいそうだと思う」というような、違和感のある返事が返ってくることが多い。「被害者に対して自分は悪いことをしたと思うか」などと、もう少し具体的な言葉を入れてほしい。

法廷通訳の仕事に関する実態調査

⑥「～ではなかったのですね」「～ではありませんでしたか」という否定疑問文、付加疑問文などは、通訳しづらいと感じることがしばしばある。

⑦「以前あなた、3年前には一緒に暮らしてはいなかったと言っていないでしたよね」のような、否定が数回出てくる言い回しを避けてほしい。

①と⑤～⑦は、法廷通訳以外の通訳でも、「訳しやすさ」として望まれるものだろう。②～④は、法廷通訳特有のものである。法曹三者は、いわゆる「法律用語」を駆使して犯罪事実を立証したり、被告人を弁護したりする。彼（女）らの間ではそれが日常用語なのだが、法廷通訳人、また外国人の被告人らにとっては、わかりづらい語彙や表現であることが多い。ただし、近年、裁判員裁判制度の導入で、法廷で使われる言葉が従来よりも平易になる傾向はある。

4. 知見のまとめと今後の課題

4. 1 知見のまとめ

第一に、回答者の属性としては、「高学歴の語学専門職で、都市部居住の40代女性が多い」と言える。自分の能力を生かしたい、社会貢献をしたいとの意欲で自発的に入職した人が多かった。

第二に、法廷通訳人にとっての負担とは、「公開の場で通訳することへのプレッシャー、心身の疲れと報酬の不明瞭さ」とまとめることができる。裁判員裁判制度の導入により、長時間・連日の審理が続くこととなり、法廷通訳人は疲労を感じている。通訳報酬の多さ／少なさについては議論が分かれるかもしれないが、通訳人は報酬の金額以上に、その算定基準が明確化されないことや、能力の差が報酬に反映されているのか明らかではないことに、疑問を感じている。

第三に、訳しやすい／訳しにくい日本語については、「主語と述語が明確で、構造がわかりやすく短いセンテンスで話す」と訳しやすく、その逆だと訳しにくいと言える。具体的には、難解な法律用語はできるだけ減らして日常的な言葉で話し、否定表現の重複を避けるといった工夫をすると訳しやすくなる。

4. 2 今後の課題

本稿は、本研究の第一段階として、法廷通訳人の就労実態を明らかにした。今後の研究課題として残るのは、以下の2点である。第一に、「訳しやすい日本語」について、具体的な場面設定をして実験する等の社会言語学的研究を進めることが必要である。第二に、法廷通訳人の労働環境の整備と専門職化に向けて、海外の事例等に学びながら、日本で実現可能な、研修や資質の保証、各通訳人のレベルによる報酬の体系

化等を提案していくことが必要である。

日本社会においては多文化化・多言語化がさらに進むことが予想されるため、良質な法廷通訳人（及び司法通訳翻訳人）の養成は不可欠といえる。また、外国人の言語権を保障するという人権の視点からも、法廷通訳問題の改善の重要性は明らかである。本研究会では、この集計結果をもとに、「訳しやすい日本語」等、個別テーマの研究とそれに基づく改善提案等に今後とも取り組んでいきたい。

<注>

本稿は、科学研究費助成研究（挑戦的萌芽研究、平成24～26年度）「司法通訳人の負担軽減のための学際的研究—就労環境整備と日本語運用技術の改善—」（課題番号：24653121、代表：静岡県立大学・水野かほる）による成果の一部である。本稿は、「2012法廷通訳の仕事に関する調査報告書」（2013年3月20日、静岡県立大学法廷通訳研究会発行）の調査結果の単純集計および自由回答欄への記入の一部を再構成したものである。本調査に協力していただいた方々に、心より感謝申し上げます。なお、報告書の全文は、静岡県立大学図書館学術機関レポジトリよりダウンロードして利用されたい。

<付記>

本稿校正作業中の2013年7月18日、日本弁護士連合会は、「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」を取りまとめ、最高裁判所長官、法務大臣及び検事総長あてに提出した。同意見書は本調査のデータを引用して裁判員裁判制度導入後の通訳人への負担増を指摘し、法廷通訳の資格認定や能力に応じた報酬設定等を提案している。今後、法廷通訳の労働環境が変わる可能性が出てきたが、これが当事者の法廷通訳人に利益があるものとなるよう注視したい。

<参考文献>

大阪弁護士会、2011、「要通訳事件における法廷通訳の充実に関する要望書」

http://www.osakaben.or.jp/web/03_speak/kanri/db/info/2011/2011_4ef97bd889d04_0.pdf#search=%E8%A3%81%E5%88%A4%E5%93%A1%E8%A3%81%E5%88%A4+%E8%AA%A4%E8%A8%B3（2013年5月31日アクセス）

最高裁判所事務総局刑事局編、2013、『平成24年版 ごぞんじですか 法廷通訳』最高裁判所。

高畑幸・水野かほる・津田守・坂巻静佳・森直香、2013、『2012法廷通訳の仕事に関する調査報告書（PDF版）』（<http://usr.u-shizuoka-ken.ac.jp/kn/UK13000001201303009999.pdf>）。

津田守、2005、「司法通訳翻訳」真田信治・庄司博史編『事典 日本の多言語社会』

法廷通訳の仕事に関する実態調査

- 岩波書店、79-82.
- 津田守編、日本通訳翻訳学会監修、2008、『法廷通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会.
- 津田守、2009、「裁判員裁判導入と法廷通訳翻訳の在り方——法廷通訳人の視座からの考察と提言」『法律時報』1004号、39-46.
- 水野かほる、2001、「外国人事件と司法通訳の問題に関する予備的考察——静岡県における調査報告」『国際関係学叢書』18: 95-158.
- 水野かほる、2004、「適正な通訳が保証されるために——司法通訳人に対するグループ・インタビューから」『国際関係・比較文化研究』2(2): 229-249.
- 水野かほる、2012、「近年の司法通訳をめぐる状況と課題」、『国際関係・比較文化研究』11(1): 21-36.
- 水野真木子、2006、「判決文の通訳における等価性保持の可能性と限界」『スピーチ・コミュニケーション研究』19: 113-131.
- 水野真木子・中村幸子、2010、「要通訳裁判員裁判における法廷通訳人の疲労とストレスについて」『金城学院大学論集社会科学編』17(1): 71-80.
- 毛利雅子、2006、「司法通訳における言語等価性維持の可能性——起訴状英語訳の試み」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』7: 391-397.
- 毛利雅子、2007、「司法通訳人の役割——法廷通訳における言語等価性との関連において」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』8: 315-323.